

資料 1 0 4 - 1

特定信書便事業の許可について

(諮問第1278号)

(公印・契印省略)

諮問第1278号
令和8年6月29日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 相田 仁 殿

総務大臣 林 芳正

諮 問 書

本田巖行政書士事務所（代表 本田 巖）ほか11者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、特定信書便事業の許可の申請があった。申請の概要は別紙1のとおりである。

当該許可の申請について審査した結果は別紙2のとおりであり、いずれも同法第31条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、同法第34条において準用する同法第8条各号に掲げる者に該当しないと認められる。

よって、当該許可の申請については同法第29条の許可をすることとしたい。

上記について、同法第38条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

令和8年6月29日
総 務 省

○ 事業の許可申請

(1) 申請者及び提供サービスの概要

申請者名 (本社所在地)		資本金/ 出資金(注1)	主な事業 (前年度売上高) (注2)	提供サービス (注3)			提供区域	提供サービス概要	事業開始 予定日
				1 号	2 号	3 号			
1	本田巖行政書士事務所 (福島県郡山市)	—	専門・技術 サービス業 (402万円)			○	【3号役務】 福島県	【3号役務】 顧客(自動車ディーラーや個人)からの依頼により、顧客と 運輸支局の間を送達する役務を見込んでいる。	令和8年 7月1日
2	共栄産業株式会社 (東京都日野市)	1,000万円	貨物運送業 (9億3,612万円)	○			【1号役務】 東京都(離島を除く。)、埼玉県、茨城県及び群馬 県	【1号役務】 既存顧客(大手輸送機器メーカー)の拠点間を巡回する役 務を見込んでいる。	令和8年 7月1日
3	日本海運輸倉庫株式会社 (富山県富山市)	1,000万円	貨物運送業 (1億7,585万円)	○			【1号役務】 富山県	【1号役務】 既存顧客(自動車部品メーカー及び自動車ディーラー)の 拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 7月1日
4	愛協産業株式会社 (愛知県大府市)	3,000万円	貨物運送業 (69億11万円)	○			【1号役務】 愛知県、岐阜県、三重県及び静岡県	【1号役務】 既存顧客(自動車部品会社)の拠点間を巡回する役務を見 込んでいる。	令和8年 8月1日
5	京阪神セキュリティサービス株式会社 (大阪府池田市)	3,500万円	警備業 (17億906万円)	○			【1号役務】 大阪府、京都府及び兵庫県	【1号役務】 既存顧客(金融機関)の拠点間を巡回する役務を見込んで いる。	令和8年 7月1日
6	株式会社向野商事 (兵庫県川西市)	2,000万円	貨物運送業 (7億6,881万円)			○	【3号役務】 兵庫県及び大阪府	【3号役務】 既存顧客(自動車部品メーカー及び自動車ディーラー)等 の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 7月1日
7	エヌ産業有限会社 (福岡県久留米市)	300万円	貨物運送業 (15億4,547万円)	○		○	【1号役務】【3号役務】 福岡県(離島を除く)	【1号役務】 既存顧客の拠点間を巡回する役務を見込んでいる。 【3号役務】 上記巡回便を高セキュリティ便(専用ケースに格納)により 送達する役務を見込んでいる。	令和8年 7月1日
8	吉浦運送株式会社 (福岡県福岡市)	1,200万円	貨物運送業 (38億8,529万円)	○			【1号役務】 福岡県及び長崎県	【1号役務】 既存顧客(自動車部品メーカー)との間で定めた拠点間を 巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 8月1日
9	株式会社エクスプレス・アール (福岡県筑紫野市)	100万円	貨物運送業 (2億9,846万円)	○			【1号役務】 福岡県及び大分県	【1号役務】 既存顧客(自動車部品メーカー)との間で定めた拠点間を 巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 8月1日
10	株式会社小城倉庫 (佐賀県小城市)	1,000万円	貨物運送業 (4億9,267万円)	○			【1号役務】 福岡県、佐賀県及び長崎県	【1号役務】 既存顧客(自動車部品メーカー)との間で定めた拠点間を 巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 8月1日
11	東九総合運輸株式会社 (大分県大分市)	1,000万円	貨物運送業 (9億4,294万円)	○			【1号役務】 大分県	【1号役務】 既存顧客(自動車部品メーカー)との間で定めた拠点間を 巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 9月1日
12	三浦運送株式会社 (大分県日田市)	1,000万円	貨物運送業 (5億711万円)	○			【1号役務】 大分県	【1号役務】 既存顧客(自動車部品メーカー)との間で定めた拠点間を 巡回する役務を見込んでいる。	令和8年 8月1日

注1：直近の決算年度における額を記載

注2：直近の決算年度における額を記載

注3：民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第7項各号に定めるサービスをいう。

(2) 引受け及び配達の方法

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
1	本田巖行政書士事務所	3号	3号			対面交付
2	共栄産業株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
3	日本海運輸倉庫株式会社			1号		対面交付
4	愛協産業株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
5	京阪神セキュリティサービス株式会社			1号	1号	対面交付、郵便受箱への配達
6	株式会社向野商事	3号	3号	3号	3号	対面交付、郵便受箱又は メール室への配達
7	エヌ産業有限会社			1号、3号		対面交付

(次ページに続く)

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

(2) 引受け及び配達の方法(続き)

申請者名		引受の方法				配達の方法
		同社営業所で 引受け	利用者の指定 場所で引受け	巡回先で引受け	定期集配先で 引受け	
8	吉浦運送株式会社			1号	1号	対面交付
9	株式会社エクスプレス・アール			1号	1号	対面交付
10	株式会社小城倉庫			1号	1号	対面交付
11	東九総合運輸株式会社			1号	1号	対面交付
12	三浦運送株式会社			1号	1号	対面交付

※いずれも、信書便管理規程の遵守義務のある者が、差出人から直接引き受け、配達することとしている。

(3) 信書便事業収支見積
その1 収入の部

申請者名(注1)		年度	利用見込通数			単価	信書便事業見込収入（注2）	
			年度 計	役務	月		年度	役務別
1	本田巖行政書士事務所	初 （6か月）						
		翌						
2	共栄産業株式会社	初 （2か月）						
		翌						
3	日本海運輸倉庫株式会社	初 （9か月）						
		翌						
4	愛協産業株式会社 （注3）	初 （8か月）						
		翌						
5	京阪神セキュリティサービス株式会社 （注3）	初 （9か月）						
		翌						
6	株式会社向野商事 （注3）	初 （9か月）						
		翌						
7	エヌ産業有限会社	初 （9か月）						
		翌						

(次ページに続く)

注1：下線を付した者は消費税込み、下線の無い者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上

注2：基本は顧客へのヒアリング調査又は需要調査を基に算出した推定取扱通数に予定単価を乗じた額を踏まえて、信書便事業見込収入を算出する。それ以外の算出方法は、別途注で記載する。

注3：該当事業者の信書便事業見込収入は、受託予定者との契約見込総額を元に算出している。単価は、見込収入を見込通数で除したもの

(3) 信書便事業収支見積
その1 収入の部(続き)

申請者名(注1)		年度	利用見込通数			単価	信書便事業見込収入（注2）	
			年度 計	役務	月		年度	役務別
8	吉浦運送株式会社 (注4)	初 (5か月)						
		翌						
9	株式会社エクスプレス・アール (注4)	初 (8か月)						
		翌						
10	株式会社小城倉庫 (注4)	初 (8か月)						
		翌						
11	東九総合運輸株式会社 (注4)	初 (12か月)						
		翌						
12	三浦運送株式会社 (注4)	初 (8か月)						
		翌						

注4：該当事業者の信書便事業見込収入は、過去の貨物自動車運送事業収入の実績に対して、想定される信書便割合を乗じて算出している。単価は、見込収入を見込通数で除したもの

(3) 信書便事業収支見積
その2 支出及び利益の部

(単位:万円)

申請者名(注1)	年度	信書便事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注2)	当期 純利益 (税引前利益) (注3)
			合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委託費 等)	租税公課	
1	本田巖行政書士事務所								
2	共栄産業株式会社								
3	日本海運輸倉庫株式会社								
4	愛協産業株式会社								
5	京阪神セキュリティサービス株式会社								
6	株式会社向野商事								
7	エヌ産業有限会社								

(次ページに続く)

注1: 下線を付した者は消費税込み、下線の無い者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上

注2: 信書便事業営業利益は、信書便事業収入から信書便事業支出の合計を除いた額

注3: 当期純利益は、会社全体としての利益を表している。

(3) 信書便事業収支見積
その2 支出及び利益の部(続き)

(単位:万円)

申請者名(注1)		年度	信書便事業 収入	信書便事業支出					信書便事業 営業利益 (注2)	当期 純利益 (税引前利益) (注3)
				合計	人件費	経費	減価 償却費	その他 (業務委託費 等)		
8	吉浦運送株式会社									
9	株式会社エクスプレス・アール									
10	株式会社小城倉庫									
11	東九総合運輸株式会社									
12	三浦運送株式会社									

(4) 資金計画

申請者名(注1)		事業開始に要する資金(注2)	直近決算年度における現金 預金の額(注3)	純資産の額(注4)
1	<u>本田巖行政書士事務所</u>			
2	共栄産業株式会社			
3	日本海運輸倉庫株式会社			
4	愛協産業株式会社			
5	京阪神セキュリティサービス株式会社			
6	株式会社向野商事			
7	エヌ産業有限会社			

(次ページに続く)

注1：下線を付した者は消費税込み、下線の無い者は消費税抜きにより、単価及び信書便事業見込収入を計上

注2：事業開始に要する資金は、人件費、業務委託費、その他費用の2か月分、地代家賃、賃借料の1か年分等の合計額

注3：流動資産のうち「現金預金の額」(売掛金、未収入金等は含まない)を記載

注4：純資産の額は、資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載

(4) 資金計画(続き)

申請者名(注1)		事業開始に要する資金(注2)	直近決算年度における現金 預金の額(注3)	純資産の額(注4)
8	吉浦運送株式会社			
9	株式会社エクスプレス・アール			
10	株式会社小城倉庫			
11	東九総合運輸株式会社			
12	三浦運送株式会社			

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

本田巖行政書士事務所（代表 本田 巖）ほか 11 者からの特定信書便事業の許可申請について、申請概要は別紙 1 のとおりであり、それぞれ審査した結果の概要は、以下のとおりである。

いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号。以下「法」という。）第 31 条各号に掲げる基準に適合しており、かつ、法第 34 条において準用する法第 8 条各号に掲げる者に該当しないものと認められる。

1 その事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。

（法第 31 条第 1 号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
引受け及び配達の方法	提供する特定信書便役務の種類ごとに引受け及び配達の方法が明確に記載されており、かつ、信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。	引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が差出人から直接引き受けることとされていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適
		配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程の遵守義務のある者が配達し、受取人に直接引き渡す方法や受取人の郵便受箱又はメール室へ配達する方法により、配達することが規定されていることから、秘密を保護するため適切なものである。	適

※ 審査項目中、信書便管理規程の概要については、本件事業許可申請と同時に信書便管理規程の設定の認可申請がなされているため別途審査を行っており、諮問第 1280 号として諮問している。また、業務の一部委託については、該当なし

2 その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第 31 条第 2 号）

項目	審査基準	審査結果概要	適否
事業収支見積り	ア 開業当初の事業年度及び翌事業年度を対象としたものであること。	事業開始の初年度及び翌年度を対象としている。	適
	イ 事業収支見積りの算出が適正かつ明確であること。	信書便事業収入は、契約見込者との間で予定する契約額や顧客へのヒアリング調査を基に算出した推定取扱い通数に予定単価を乗じた額で算出しており、その他の収入は、前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確であることを確認している。 信書便事業支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する事業との案分による額を、その他支出は、信書便事業と案分した額を除いた上で前年度の実績を基に算出しており、適正かつ明確であることを確認している。	適

役務の内容	提供する役務の種類に応じ、取り扱う信書便物の大きさ若しくは重量、送達時間又は料金が法第2条第7項各号の規定に適合すること。	申請のあった役務内容は、1号役務として提供する役務については、取り扱う信書便物の長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超えるものとなっており、また、3号役務として提供する役務については、その料金が800円を超えるものとなっており、それぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。	適
-------	---	---	---

※ 審査項目中、法第2条第7項第2号に係る特定信書便役務を提供しようとする場合の提供区域等、業務の一部の委託、他の一般信書便事業者等との協定又は契約については、該当なし

- 3 その事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。
(法第31条第3号)

項目	審査基準	審査結果概要	適否				
行政庁の許可等	信書便物の送達に自動車その他の輸送手段を使用する場合において、当該輸送手段の使用に必要な許可等の申請をしているときは、事業開始までに当該許可等を受けることが確実に見込まれること。 この場合においては、当該許可等を受けることを本件許可の停止条件とすること。	下表に示すとおり、事業を営むために必要な許可等を取得済みである。 <table><tr><th>申請者名</th><th>許可等の種別</th></tr><tr><td colspan="2"></td></tr></table>	申請者名	許可等の種別			適
申請者名	許可等の種別						
資金計画	ア 事業の開始に要する資金の見積りの算出が適正かつ明確であること。 イ 資金の調達に明確な裏付けがあること。	事業の開始に要する資金の見積りの算出方法は、営業所等の事業用不動産の取得価格又は賃借料の1か年分、人件費等の2か月分等について、前年度の実績を基に、各項目について各事業収入比率等により案分した額により算出されており、適正かつ明確であることを確認している。 また、その資金を調達できることについて、最近の事業年度における貸借対照表等により明確な裏付けのあることを確認している。	適				

※ 審査項目中、国際信書便の役務については、該当なし

- 4 欠格事由に該当しないこと。(法第34条において準用する法第8条)
いずれの申請者とも該当なし